

「ふくいの恵み」認定募集要領

1. 目的

市内事業者の魅力ある農林水産加工食品を「ふくいの恵み」として認定し、市内外に広くPRすることで商品の認知度向上及び販路拡大を推進するとともに、本市食品産業の活性化を図ります。

2. 募集期間

令和6年3月5日（火）～3月25日（月）

（郵送による申請の場合は令和6年3月25日（月）必着。持参の場合は同日の午後5時までに提出されたものを有効とします。）

3. 応募資格

農林水産加工食品に係る個人、法人、団体で、次のすべてに該当する方

- （1）市内に住所又は主たる事業所を有する方
- （2）選定の対象となる農林水産加工食品の企画、生産、製造、加工の全部又は一部を行う方
- （3）消費者等に対し、誠実で責任のある対応が迅速かつ的確にできる方
- （4）情報発信に積極的であり、商品及び福井市のブランド力向上、販路拡大に意欲がある方
- （5）市が実施する販路拡大事業に積極的に参加する意思がある方
- （6）福井市が賦課徴収する全ての税に未納がない方

4. 対象商品

福井の地域資源（素材、歴史、文化、技術）を活用して製造された農林水産加工食品（飲料・酒類を含む）。

※福井市内産、県内産の原材料を使用した加工食品に限りません。

5. 応募方法

申請書に必要事項をご記入の上、添付書類とともに下記申込先へ、メール、郵送、または持参により提出してください。（申請書等の様式は、福井市ホームページよりダウンロードしていただくか、下記問い合わせ先までご請求ください。）

【提出物】

- （1）「ふくいの恵み」認定申請書（様式第1号）
- （2）「ふくいの恵み」認定申請調書（その1）（様式第2号）
- （3）「ふくいの恵み」認定申請調書（その2）（様式第2号の2）
- （4）FCP展示会・商談会シート

6. 認定審査委員会

有識者で構成する「ふくいの恵み」認定審査委員会にて、試食及びヒアリングを行い認定の可否を審査します。

日時：令和6年4月下旬（予定）

内容：学識経験者、企画・流通、デザイン、品質向上等の専門家5名による審査

※現物の試食及びヒアリングを行うため、商品の提供及び申請者の出席をお願いします。

7. 認定基準

次の5つの視点から、認定基準を定めています。

認定基準	内 容
(1) 福井らしさ	・福井の歴史、文化、伝統等に根ざしたストーリー性がある ・商品の名前や形状等に福井らしさを感じる ・福井を連想させる商品として認知されている
(2) 創造性	・素材の加工方法に創意、工夫がみられる ・商品の容器、ラベル、ネーミングに創意、工夫がみられる ・生産技術や原材料にこだわりがあり、類似商品との差異がある
(3) 品質	・素材が生かされており、味見が良い
(4) 市場性	・安定した量の商品を生産することが可能で、消費者が容易に入手できる ・市内外において販路を拡大するための取り組みを行っている
(5) その他	・適正な表示がされ、環境への配慮がみられる

8. 認定登録負担金

審査を通過した商品について、1事業者ごとに1品目は10,000円、2品目以降は1認定商品につき3,000円を負担していただきます。（1商品につき1回限り）

※辞退又は取消し等いかなる場合であっても負担金の返金はいたしません。

9. 認定のメリット

「ふくいのおいしさ」認定事業者には、次のような支援を実施しています。

- (1) 福井市や関係機関が開催する物産展などへの参加を斡旋します。
- (2) バイヤーとの商談を斡旋します。
- (3) パンフレット、ホームページ等により市内外へ広く情報発信を行います。
- (4) 希望により「ふくいのおいしさ」認定マークを使用することができます。※別途要申請（ただし、印刷代またはシール作成等の経費は、認定を受けた方の負担となります。）
- (5) セミナーの開催等により商品のレベルアップを支援します。

10. 認定時期

令和6年5月を予定しています。

11. 認定証の交付

「ふくいのおいしさ」認定審査を通過し、認定登録負担金を納めて、「ふくいのおいしさ」として認定された農林水産加工食品及び事業者に対して、認定証を交付します。

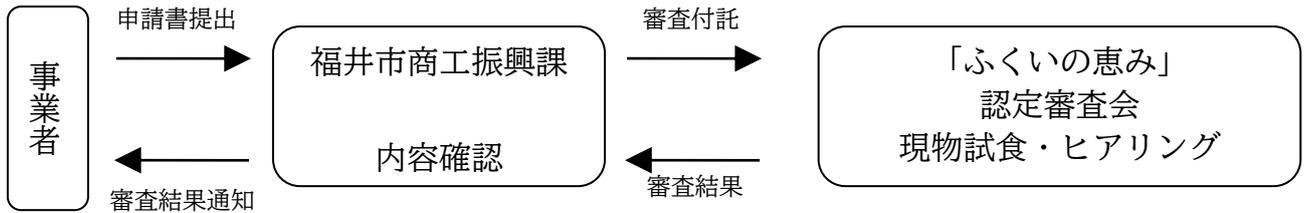
12. 認定期限

令和8年3月31日まで（約2年間）

13. その他

虚偽の申請により認定を受けたときや、制度の信用を失墜させる行為があった場合などには、認定を取り消すことがあります。

14. 認定までの流れ



15. スケジュール

申請書の提出期間	令和6年3月5日(火)~3月25日(月) 17:00 まで
認定審査会（試食及びヒアリング）	令和6年4月下旬 ※予定
審査結果の通知	令和6年4月下旬 ※予定
認定登録負担金の納付期間	令和6年4月下旬~5月上旬 ※予定
認定証の交付	令和6年5月 ※予定

16. 申込・問い合わせ先

〒910-8511

福井市手寄1-4-1（アオッサ5階）

福井市 商工労働部 商工振興課

TEL：0776-20-5325 FAX：0776-20-5323

E-mail：syokou@city.fukui.lg.jp